

## 太子町暴力団排除条例の施行に伴う事業者からの「誓約書」の提出について

公共工事等の公金が暴力団等の反社会的勢力の資金源となることがないように、平成25年12月1日から太子町暴力団排除条例が施行されます。公共工事等の受注に際し、太子町と契約を締結する元請負人及び下請負人等の方は、暴力団員又は暴力団員密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要となります。具体的な内容は、下記のとおりです。

### 記

- 1 対象 契約金額500万円以上の元請負人及び下請負人等（施行体系図に記載されない資材・原材料等の納入業者を含む。）
- 2 様式 元請用（別紙1） 下請負用（別紙2）
- 3 提出期限
  - 元請負人の方 契約締結時に町へ提出してください。
  - 下請負人等の方 下請契約等を締結する時に、元請負人を通じて町へ提出してください。
- 4 誓約書の内容に違反した場合に対する措置
  - 元請負人が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合
    - ⇒ 当該契約を解除して、違約金を徴収
  - 町の入札参加資格を有する元請負人及び下請負人等の場合
    - ⇒ 一定期間（2年又は1年＋改善されるまで）の入札参加除外措置及び公表
  - 町の入札参加資格を有していない下請負人等の場合
    - ⇒ 一定期間（2年又は1年）の公表
- 5 誓約書を提出しない場合に対する措置
  - 元請負人の場合 ⇒ 当該契約を締結しません。
  - 町の入札参加資格を有する元請負人及び下請負人等の場合（当該入札参加資格者の下請負人等が提出しない場合を含む。） ⇒ 3ヶ月の指名停止
- 6 誓約違反の措置を適用する範囲
  - 誓約書の内容に違反した事実が契約期間中に発生した場合（改善された事実があっても措置する。）
  - 誓約書の内容に違反した事実が契約締結前に発生していた場合（ただし、契約までに改善された場合は措置しない。）
- 7 施行日 平成25年12月1日